

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

別表2 接続形態
1 適用

別表2 接続形態
1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ DSL回線との接続形態は2-1表に、DSL回線以外との接続形態は2-2表に規定します。この場合において、2-2表の発信事業者欄又は着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者と、2-1表(「着信事業者」とあるのは「発信事業者」と、「発信事業者」とあるのは「着信事業者」と読み替える場合があります。)の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者が同一である場合は、2-2表に規定する接続形態は、2-1表の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者に接続することがあります。なお、2-1表と2-2表を組み合わせる場合において、2-2表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態に接続することがあります。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>ケ 2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合は、2-2表に規定する接続形態は、2-2表に規定するその他の接続形態の発信事業者欄に規定する協定事業者に接続することがあります。なお、2-2表同士を組み合わせる場合において、2-2表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態に接続することがあります。</p>

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ DSL回線との接続形態は2-1表に、2-1表及び2-3表以外の接続形態は2-2表に、<u>第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合の接続形態は2-3表に規定します。</u>この場合において、2-2表の発信事業者欄又は着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者と、2-1表(「着信事業者」とあるのは「発信事業者」と、「発信事業者」とあるのは「着信事業者」と読み替える場合があります。)の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者が同一である場合は、2-2表に規定する接続形態は、2-1表の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者に接続することがあります。なお、2-1表と2-2表を組み合わせる場合において、2-2表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態に接続することがあります。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>ケ 2-2表又は2-3表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合は、2-2表又は2-3表に規定する接続形態は、2-2表又は2-3表に規定するその他の接続形態の発信事業者欄に規定する協定事業者に接続することがあります。なお、2-2表又は2-3表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態と組み合わせる適用することがあります。</p> <p>コ 2表に規定する利用者料金設定事業者若しくは2-3表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、<u>当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</u></p> <p>サ <u>第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、2-3表に規定する接続形態及びIP音声接続に係る接続形態であって発信事業者及び着信事業者が協定事業者となる接続形態は、当社又は特定端末系事業者の中間配線盤を経由する場合があります。</u></p>

2 利用者料金設定、請求事業者等

2-1 (略)

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等
(略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

2-1 (略)

2-2 2-1表及び2-3表以外の接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等
(略)

2-3 IP音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

N O 一	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事業者	着信事業者	番号	利用者料金 設定事業者	利用者料金 請求事業者	網使用料支払 事業者	
1	当社	協定事業者	A 1	当社	当社	二	
2	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
3	協定事業者	当社	A 1	当社	当社	二	
4	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	

附 則 (令和3年6月2日西設相制第000045号)

この改正規定は、届出後、速やかに実施し、令和3年4月1日に遡及して適用します。

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p>附 則（令和3年6月2日西設シ第000025号） <u>この改正規定は、届出後、速やかに実施し、令和3年4月1日に遡及して適用 します。</u></p>

技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

(略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 端末回線の利用条件

(略)

(3/3)

接続条件	(略)	形態 17 に おける接続
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○	

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能 [ボイス スワープ]	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 及び形態 17 とする。
(略)	
着信一括転送機能	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 及び形態 17 とする。
特定番号通知機能	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 及び形態 17 とする。

技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

(略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 端末回線の利用条件

(略)

(3/3)

接続条件	(略)	形態 17 に おける接続	形態 17-2 にお ける接続
音声利用 I P 通信網サービスの 端末回線	○		

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能 [ボイス スワープ]	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6、 <u>形態 17</u> 及び形態 <u>17-2</u> とする。
(略)	
着信一括転送機能	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6、 <u>形態 17</u> 及び形態 <u>17-2</u> とする。
特定番号通知機能	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6、 <u>形態 17</u> 及び形態 <u>17-2</u> とする。

発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。	発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、 <u>形態17及び形態17-2</u> とする。
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。	発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、 <u>形態17及び形態17-2</u> とする。
迷惑電話おことわり機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。	迷惑電話おことわり機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、 <u>形態17及び形態17-2</u> とする。
通信中着信機能 [キャッチホン]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。	通信中着信機能 [キャッチホン]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、 <u>形態17及び形態17-2</u> とする。
同時通信機能 [複数チャネル]	1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。	同時通信機能 [複数チャネル]	1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、 <u>形態17及び形態17-2</u> とする。
番号情報送出機能 [追加番号]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。	番号情報送出機能 [追加番号]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、 <u>形態17及び形態17-2</u> とする。
着信情報送信機能 [着信お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。	着信情報送信機能 [着信お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、 <u>形態17及び形態17-2</u> とする。

ファクシミリ通信蓄積機能 [FAX お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 及び形態 17 とする。
(略)	
指定通信発着信許可機能 [コールセレクト]	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 及び形態 17 とする。
(略)	

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件
(略)

(1) 端末回線の利用条件
(略)

(3/3)

接続条件	(略)	形態 17 における接続
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線		○

(略)

(2) 付加機能の利用条件
(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能 [ボイスワープ]	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6 及び形態 17 とする。
(略)	

ファクシミリ通信蓄積機能 [FAX お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6、形態 17 及び形態 17-2 とする。
(略)	
指定通信発着信許可機能 [コールセレクト]	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6、形態 17 及び形態 17-2 とする。
(略)	

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件
(略)

(1) 端末回線の利用条件
(略)

(3/3)

接続条件	(略)	形態 17 における接続	形態 17-2 における接続
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線		○	

(略)

(2) 付加機能の利用条件
(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能 [ボイスワープ]	1. 分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4-6、形態 17 及び形態 17-2 とする。
(略)	

特定番号通知機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。 	特定番号通知機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、<u>形態17</u>及び形態17-2とする。
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。 	発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、<u>形態17</u>及び形態17-2とする。
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。 	発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、<u>形態17</u>及び形態17-2とする。
迷惑電話おことわり機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。 	迷惑電話おことわり機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、<u>形態17</u>及び形態17-2とする。
通信中着信機能 [キャッチホン]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。 	通信中着信機能 [キャッチホン]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、<u>形態17</u>及び形態17-2とする。
同時通信機能 [複数チャネル]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。 	同時通信機能 [複数チャネル]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 分類3、分類4、分類5、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、<u>形態17</u>及び形態17-2とする。
番号情報送出機能 [追加番号]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。 	番号情報送出機能 [追加番号]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6、<u>形態17</u>及び形態17-2とする。
(略)		(略)	